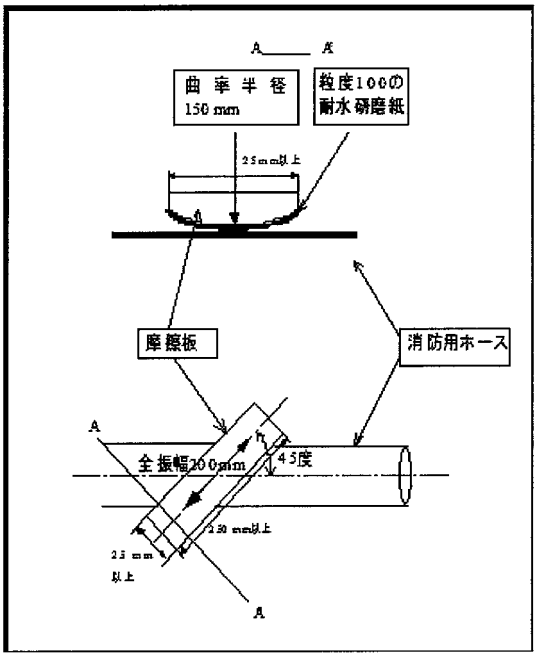
別表（第十七条、第二十九条及び第四十六条関係）

項目	試験条件
ホース内圧	水圧〇・五メガパスカル
摩擦面	摩擦板寸法以上でＪＩＳ　Ｒ　六二五三に定める耐水研磨紙で研磨材の粒度が百番のもの
摩擦面に対する措置	摩擦面の目詰まりを防止する措置（一定の頻度による摩擦面の交換又はエアーブロー等をいう。）を施すこと。
摩擦板の寸法	曲率半径百五十ミリメートル、二十五ミリメートル以上×二百五十ミリメートル以上の長方形
摩擦板の荷重	全振幅の全ての位置で十ニュートン
摩擦板の振動方向	ホースと四十五度の角度
摩擦板の全振幅	二百ミリメートル
摩擦板の振動数	毎分二十往復

別図（第十七条、第二十九条及び第四十六条関係）



備考　摩擦の回数は、摩擦板一往復を一回と数える。

○総務省令第二十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令

目次

第一章　総則（第一条―第二条）
第二章　消防用結合金具（第三条―第二十条）
第三章　大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条―第二十二条）
第四章　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条―第二十七条）
第五章　雑則（第二十八条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この省令は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　消防用結合金具　消防用ホース（消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第〇〇〇号。以下「ホース規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管（消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十五号。以下「吸管規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「吸管」という。）を他のホース又は吸管、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。）等と結合するために、ホース又は吸管の端部に装着する金具をいう。

二　かん合部　消防用結合金具同士をかん合する部分をいう。

三　装着部　ホース又は吸管を装着する部分をいう。

四　差込式結合金具　差込みの方法によりかん合する消防用結合金具をいう。

五　ねじ式結合金具　ねじによりかん合する消防用結合金具をいう。

六　大容量泡放水砲用差込式結合金具　差込式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等（石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定するものをいう。次号において同じ。）としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース（ホース規格省令第二条第四号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。）を差込みの方法により他の大容量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。次号において同じ。）、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。）等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する金具をいう。